

◆第 10 期しなのの里ゴールドプラン 21(老人福祉計画・介護保険事業計画)の策定について

1. 計画の概要

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉事業の供給体制の確保に関して計画を定めるもの。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、国が定める基本指針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して計画を定めるもの。

2. 内包する計画

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定に基づく認知症施策推進計画を内包するものとする。

3. 計画期間

計画期間は、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とする。

4. スケジュール

日 付	内 容
R8.3～4	担当課準備
R8.5	部長会議 報告(スケジュール等)
R8.6	社会文教常任委員会 報告(スケジュール等) 第1回千曲市ゴールドプラン 21 推進等委員会
R8.9	推進等委員に素案を書面送付し、内容確認を依頼
R8.10	第2回千曲市ゴールドプラン 21 推進等委員会 意見聴取
R8.11	部長会議 報告(素案・スケジュール) 第3回千曲市ゴールドプラン 21 推進等委員会 最終検討
R8.12	社会文教常任委員会 報告(素案・スケジュール)
R8.12～R9.1	パブリックコメント実施
R9.1	パブリックコメント結果の素案への反映・計画案の修正
R9.2	第4回千曲市ゴールドプラン21推進等委員会 部長会議 報告 市長決裁
R9.3	社会文教常任委員会 報告
社会文教常任委員会報告終了後	公表
R9.4	市報4月号・ホームページで周知